| | 名 称 | 耕す木更津農場地区 地区計画 |
|-----------------|----------------|---|
| | 位 置 | 木更津市矢那字内野、字東猪沢の各一部の区域 |
| | 面積 | 約16.3ha |
| 地区計画の目標 | | 本地区は、木更津市鎌足地区の市街化調整区域内にあり、かず東東カデミアの西西側に隣接的に交通利便性が向上している。 また、平成28年3月に改定した「木東津市都市計画マスタととが、 大東連市都市計画で、 大東連市都市計画で、 大東連市都市計画で、 大東連市都市計画で、 大東連市都市計画で、 大東連市都市計画で、 大東連市都市計画で、 大東連市が、 大東連が、 大東連には、 大東連には、 大東連が、 大東には、 大東にはは、 大東にはは、 大東にははは、 大東にはは、 大東にはは、 大東にははは、 大東にははは、 大東にはは、 大東にははははは、 大東にはははははははははははははははははははははははははははははははははははは |
| 区域の整備、開発及び保全の方針 | 土地利用の方針 | 循環型農業を機軸とし、人や資源が循環する地域社会の形成に資する機能の整備により、農村と都市との交流を推進する滞在型農業体験などのグリーンツーリズムや地域資源のネットワーク化による資源活用型地域振興に寄与する土地利用を図る。 また、農場や交流拠点としての機能を確保しつつ、現存する森林の維持保全に努める。 |
| | 地区施設の整備 の方針 | 本地区は、周辺の自然環境や営農環境の調和に配慮した交流機能施設の誘導を図ることから、施設への誘導や施設間連絡を担う安全性に配慮した道路を配置する。 |
| | 建築物等の整備の方針 | 循環型農業を機軸とする人や資源が循環する地域社会の形成を目指し、資源活用型地域振興に寄与し周辺の自然環境と営農環境との調和を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の建ペい率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限及びかき又はさくの構造の制限について必要な基準を定める。 建築物等の整備にあたっては、周辺の農地や森林との調和を図り、東部丘陵地の景観形成に資するものとする。 |

| 地区整備計画 | 建築物等に関する事項 | 地区施設の 配置及び 規模 | 1 号道路 幅員 5.0m~13.5m 延長約 800m 2 号道路 幅員 4.0m~ 5.0m 延長約 400m 3 号道路 幅員 6.0m 延長約 180m 4 号道路 幅員 6.0m 延長約 60m |
|--------|------------|----------------------------------|--|
| | | 建築物等の用途の制限 | 次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 地区内の事業に従事する者及び滞在型農業体験の用に供する戸建て住宅、共同住宅又は寄宿舎 2 地区内施設の管理の用に供する事務所その他これに類するもの3 倉庫、車庫、機械室その他これらに類するもの4 休憩所、あずまやその他これらに類するもの5 農畜産物の生産、加工、集出荷、販売等の施設及び主に地元産品を提供する飲食店6 農業生産資材の製造又は貯蔵施設7 農業及び自然環境の体験、学習、研修施設並びに農村と都市との交流の推進に寄与する施設8 自然エネルギー供給施設9 文化交流に資する美術・工芸品等を製作、展示、販売等の用に供する施設 |
| | | 建築物の 容積率の 最高限度 | 10分の10 |
| | | 建築物の 建ペい率の 最高限度 | 10分の5 |
| | | 建築物の 敷地面積の 最低限度 | 建築物の敷地面積の最低限度は500平方メートルとする。ただし、次に掲げる建築物の敷地は除く。 1 倉庫、車庫、機械室、畜舎その他これらに類するもの 2 休憩所、あずまやその他これらに類するもの 3 延べ面積が10平方メートル以内のもの |
| | | 建築物等の 高さの 最高限度 | 建築物等の高さの最高限度は10メートルとする。ただし、建築 基準法(昭和25年法律第201号)第88条第1項に規定する工 作物は除く。 |
| | | 建築物等の 形態又は色 彩その他の 意匠の制限 | 1 建築物の外壁又はこれに代わる柱並びに屋根の色彩は、原則として原色を避け、周囲の環境と調和したものとする。 2 地区内に設置する屋外広告物は形状、色彩、意匠その他の表示方法が美観風致を害さないものとする。 |
| | | かき又はさ くの構造の 制限 | かき又はさく(門柱は除く。)の構造は、コンクリートブロック造、補強コンクリートブロック造、石造、レンガ造及びこれらに類するもの以外とする。ただし、高さが1.2メートル以下のものは除く。 かき又はさくの位置は、必要に応じ道路端から後退させるものとする。 |
| 備考 | | | 地区内には、自然環境の体験、学習の用に供する遊具や自然と地域との共生による循環型の暮らしをテーマとするモニュメントを配置する。 |



